

**令和7年度 第1回阿南市地域密着型サービス運営協議会
議事録要旨**

1 日 時 令和7年10月14日(火)10:00~11:00

2 場 所 本庁 203会議室

3 出席委員

木村 賢徳

助石 浩章

小塚 弘子

篠原 静

4 欠席委員

福住 敏一

5 議事の内容

(1)介護保険事業の特徴について

〈事務局からの説明〉

【委員】

1 人あたりの平均介護給付費が南部で1万円減少、中部で7万円増加した原因は。

【事務局】

南部圏域では、要支援から要介護にかけての割合に大きな変動はありません。一方で、デイサービス利用が週2回から1回へ減少するなど、介護サービスの利用方法の変化が要因と考えられます。

中部圏域では、令和6年度から令和7年度にかけて、要支援2の認定者数が約30名増加し、要介護2の認定者も微増しました。これらが平均介護給付費の増加原因と考えられます。

【委員】

高齢化に伴う要介護認定者の増加に、地域差はあるのか。

【事務局】

新規の要介護認定者数は算出していませんが、令和7年10月1日時点の要介護認定者数は令和6年度と比較して約90人増加しています。そのうち、要支援認定者数の増加が目立っています。また、介護サービス受給者数は減少傾向にある一方で、1人あたりの平均給付費は増加しています。

【委員】

全国的に高齢化が進む中、阿南市の認定率は全国平均と比べてどうか

【事務局】

介護認定率の全国平均は19.4%で、阿南市は19.3%とほぼ全国平均に近い水準

です。

(2)地域密着型サービスの概要

〈事務局からの説明〉

【委員】

小規模多機能ホームでの宿泊サービスについて、阿南市は宿泊日数に関する利用制限ルールを定めているか。また、その点について指導項目はあるか。

【事務局】

阿南市では宿泊サービスに関する独自ルールは設けていません。ただし、小規模多機能型居宅介護は「通い」を中心としたサービスであることから、長期間の宿泊継続利用があった場合、その背景や理由を確認します。また、自宅で住宅改修や福祉用具を利用している場合、自宅に戻らない期間が長期化すると、それらが介護保険の算定対象外となり利用者の負担が大幅に増加します。そのため、自宅と施設の2拠点利用を前提としたプランニングが求められます。

【委員】

事業所において、宿泊サービスを提供する体制を維持するために、一定数の利用者に宿泊してもらう必要があるか。

【事務局】

事業所にもよるが、特に定められてはいない。

【委員】

要支援1の認定を受けた方は、週1回からでも利用可能か。例えば、老老介護の世帯や一人暮らしの高齢者など、利用にあたって何らかの条件はあるか。

【事務局】

介護保険制度において要支援1以上の認定を受けている方であれば、利用可能です。

【委員】

要支援認定者が増加しているが、市内の小規模多機能型居宅介護事業所の数は不足しているのではないか。定員や部屋数を考えると、今後サービスを希望するすべての人に対応できるのか。また、一人暮らしの高齢者が多い県南地域では、どのような生活状況や支援ニーズを持った高齢者を対象にするのか、その把握が重要ではないか。

【事務局】

基本的に小規模多機能型居宅介護の利用者は要介護度の高い方が中心で、要支援の認定者の方は週1～2回の通所や訪問サービス利用が主です。比較的元気で自宅生活が可能なお方については自宅での生活が主体となっています。なお、現行の第

9期介護保険事業計画で新施設整備は行わない方針です。昨年度、ある事業所でユニット拡充の提案がありましたが、人員確保の困難を理由に実現していません。

【委員】

阿南市では、要支援認定者や総合事業対象者を中心とした「生活応援サービス」などを通じて、自宅生活の支援を行っています。しかし、自宅で十分なサービスを受けられない場合、家族が不安を感じて早期の施設入所を検討する傾向があります。医療や介護現場の人員不足が深刻な中、市が登録制でボランティアを募り、「地域おこし協力隊」のような地域支援体制づくりを県内に先駆けて構築してはどうか。

【事務局】

要支援者への生活援助を行う人材の確保が難しい状況です。阿南市では、一定の研修(6時間の座学と2時間の実地研修)を受講することで、当該業務に従事することが可能であり、事業所と連携し研修受講者の募集方法を検討しています。また、シルバー人材センターと地域支援策の仕組みづくりを模索中です。今後も事業所の意見を聞きながら、連携体制の構築に取り組めます。

【委員】

訪問系サービスについて、利用者も訪問する側も抵抗を感じるケースが多い。また、ヘルパーとして訪問への心理的負担がある。

【事務局】

特に若年層の介護職員に自宅訪問への心理的抵抗が見られます。この課題については、人材育成を通じて理解を深めるとともに、経験や研修を基に現場での適応を進める支援が重要です。また、訪問系サービスが利用者に安心感を与えるサービスであることを周知し、双方にとっての不安軽減を図ります。

(3)事故報告について

〈事務局からの説明〉

【委員】

これだけ多くの介護サービス受給者がいる状況で、事故報告件数が合計36件というのは少ないと感じます。人員不足の中、マニュアルが適切に遵守されており、事業所の努力が伝わってきます。ただ、報告されていない事故もあるのではないかと。

【事務局】

事業者は事故発生後速やかに市に報告書を提出していただけており、その点について適切に対応されていると認識しています。

【委員】

阿南市が指定した事業所に限定した事故件数か。

【事務局】

県指定の事業所も対象に含まれている。厚生労働省の事故報告ガイドラインを踏まえ、県は事故報告要領を作成している。阿南市では、昨年の離設事故発生を受け、市への報告条件をより明確化した独自のガイドラインを策定しています。

【委員】

集計結果を見ると、80歳以上の女性が転倒した場合、骨折するリスクが非常に高いことが確認できます。特に起床時は転倒のリスクが高いため職員に周知徹底することが必要です。また、利用者に転倒予防に効果的な運動を取り入れる事が重要だと考えます。ところで、窒息による死亡事故が3件発生していますが、事故の詳細について教えてください。

【事務局】

3件の窒息事故は「食後の誤嚥・窒息」「液体洗剤の誤飲による誤嚥性肺炎」「嘔吐による窒息」となっています。

5 その他

次回の協議会は未定ですが、本会に諮るべき事項ができましたら、開催いたします。